

第 2 7 回 農業委員会総会議事録

令和 4 年 9 月 2 7 日開会

中標津町農業委員会

令和4年9月27日、第27回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番	二 瓶	裕 貴
2 番	横 田	千 秋
4 番	長谷川	孝 二
3 番	谷 川	好 則
5 番	田 中	洋 希
6 番	竹 村	聡
7 番	武 田	健 治
8 番	田 中	世 一
9 番	瀧 本	和 男
10 番	須 崎	智
11 番	和 泉	光 広
12 番	後藤田	宏 幸
13 番	高 橋	正 一
14 番	赤波江	信 二
15 番	小 林	亨
16 番	中 村	正 生
17 番	笠 原	康 博
18 番	本 田	信 幸

附議した案件

- (イ) 議案第151号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- (ロ) 議案第152号 現況証明願いについて
- (ハ) 議案第153号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (ニ) 議案第154号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ホ) 議案第155号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ヘ) 報告第60号 農地法第4条許可書の交付について
- (ト) 報告第61号 農業経営改善計画認定について

本日出席した職員

事 務 局 長	杉 山 隆
庶 務 係 長	葛 西 利 光
農 地 係 長	吉 田 佳 弘
係	齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

- 議長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、１８名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第２７回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程１「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第２４条第２項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
５番、田中 洋希 委員。
６番、竹村 聡 委員。
以上、２名を指名致します。
日程２「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 ８月２６日の総会以降の会務につきましては、特にございませんでしたのでご報告いたします。以上で会務報告を終わります。
- 議長 以上で、会務報告を終わります。
日程３、議案第１５１号「農地法第１８条第６項の規定による解約通知について」を上程致します。（１）（２）について、事務局から説明をお願いします。
（挙手あり）農地係長
- 農地係長 上程になりました議案第１５１号、農地法第１８条第６項の規定による解約通知（１）（２）について、事務局よりご説明申し上げます。議案の２ページをお開きください。
（１）１、当事者の住所、氏名。
貸主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
２、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番地〇、現況地目、畑、面積 65,554 ㎡内 46,807 ㎡、他８筆、計 128,522 ㎡。３、利用権の種類、賃貸借権。４、契約期間、令和元年５月１日から令和６年４月３０日まで。５、合意解約成立の日、令和４年９月１日。６、解約の理由、合意解約。
なお（２）につきましても、貸主が同一でありますので、貸主の氏名等省略し、一括して説明いたします。
（２）１、当事者の住所、氏名。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
２、解約する土地、字〇〇〇〇〇〇番〇、現況地目、畑、面積 46,097 ㎡内 42,447 ㎡、他８筆、計 144,575 ㎡。３、利用権の種類、賃貸借権。４、契約期間、令和元年５月１日から令和６年４月３０日まで。５、合意解約成立の日、令和４年９月１日。６、解約の理由、合意解約。
この２件については、議案第１５４号（１４）に関連するもので、賃貸借していた農地について、北海道農業公社に売買し、所有権移転するため、期間内解約するも

のです。

以上貸借の解約が成立しているものと考えますのでご審議願います。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程4、議案第152号「現況証明願いについて」を上程致します。なお、本案件につきましては、(1)から(4)と(5)の2回に分けて審議を致します。(1)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第152号「現況証明願いについて」(1)について説明いたします。5ページをお開きください。
(1) 1、申請人の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積8,427㎡、利用状況、山林原野、他4筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。
4、見取図は6ページのとおりで。
本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。
当該地は農業振興地域内の農地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林原野であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。
令和4年8月26日、第2地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(2)(3)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第152号(2)(3)について説明いたします。7ページをお開きください。
(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 1,525 m²、利用状況、雑種地、他 2 筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は 8 ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の白地・農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和 4 年 8 月 26 日、第 3 地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

9 ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 5,946 m²、利用状況、山林。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は 10 ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農用地となっており、公簿が畑ですが、現況が山林部分を分筆登記したことから、非農地の証明が必要なものであります。

令和 4 年 8 月 26 日、第 3 地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(4)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 二瓶委員。

二瓶委員 上程になりました議案第 152 号(4)について説明いたします。11 ページをお開きください。

(4) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 68,473 m²内 12,308 m²、利用状況、雑種地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は 12 ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和 4 年 5 月 12 日、第 4 地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。議案第152号(1)から(4)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。ここで、会議規則第16条の規定により、○番、○○○○委員の退席をお願い致します。

(～○○○○委員退席後～)

(5)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり)和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第152号(5)について説明いたします。13ページをお開きください。

(5)1、申請人の住所、氏名。

中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積25,296㎡内5,709㎡、利用状況、農業用施設用地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は14ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和4年6月13日、第5地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第152号(5)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

(○○○○委員、議席へ着席)

議 長 田中洋希委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。

日程 5、議案第 153 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程致します。（1）について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第 153 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」（1）について説明いたします。16 ページをお開きください。

（1）1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、釧路市幸町 10 丁目 3 番地、釧路財務事務所長、佐々木 敏広。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、(有)〇〇〇〇、取締役、〇〇 〇・〇・〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 2,686 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、農国有地を売り払うもの。譲受人、国有地の売り払いを受けるもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、36,000 円。6、資金調達方法、自己資金。7、当事者の経営状況。構成員、6 人、農従者、6 人、経営地、計 1,822,834 m²、家畜、牛 659 頭。8、見取図については、17 ページのとおりとなっております。この案件につきましては、財務省所有の号線用地を、有限会社〇〇〇〇が一団の畑として使用しており、売り渡しの申請をしたものです。別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、（1）の質疑に入ります。

（全委員）「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。（2）について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

（挙手あり）笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第 153 号（2）について説明いたします。18 ページをお開きください。

（2）1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

貸主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇、〇〇歳、農業。

借主、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 24,695 m²、利用目的、牧草畑、他 29 筆、計 484,264.80 m²。3、許可を受けようとする事由。貸主、後継者へ使用貸借を再設定するもの。借主、使用貸借を受け農業経営を行うもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、使用貸借の設定。5、期間、令和 4 年 10 月 1 日から令和 14 年 9 月 30 日まで。6、当事者の経営状況。世帯員、2 人、農従者、2 人、経営地、計 484,264.80 m²、家畜、牛 101 頭。9、見取図は、20

ページ、21 ページのとおりです。

本案件につきましては、後継者に使用貸借の再設定をするもので、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。(3)(4)について内容を地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第153号(3)(4)について説明いたします。22ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積47,662㎡、利用目的、牧草畑、他14筆、計508,367.37㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を後継者へ贈与するもの。譲受人、贈与を受けて営農するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、無償。6、当事者の経営状況。世帯員、3人、農従者、3人、経営地、計862,107.37㎡、家畜、牛367頭。7、見取図については、24ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、〇〇〇〇氏が農地所有適格法人に使用貸借していた農地を合意解約し、後継者に生前一括贈与するものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断いたしました。

25ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢、職業。

譲渡人、中標津町〇〇条〇〇丁目〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳、農業。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。〇〇〇番〇〇、公簿、畑、現況、畑、面積28,795㎡、利用目的、牧草畑、他14筆、計346,660㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有農地を近隣農地所有適格法人に譲渡するもの。譲受人、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容、所有権の移転。5、価格、25,999,500円。6、スーパーL資金25,990,000円、自己資金、9,500円。6、当事者の経営状況。構成員、3人、農従者、3人、経営地、計897,507㎡、家畜、牛464頭。8、見取図については、27ページのとおりとなっております。

この案件につきましては、所有していた農地について当事者双方の申し出により所有権移転したい旨の申し出があったものであります。別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判

断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。
日程6、議案第154号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)から(6)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 後藤田委員。

後藤田委員 上程になりました議案第154号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)から(6)について説明いたします。
議案の29ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積24,796㎡、利用目的、牧草畑、他3筆、計108,564㎡。3、許可を受けようとする事由。貸主、所有農地を近隣農家に賃貸借するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年10月1日から令和9年9月30日まで。6、価格。年389,000円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、4人、経営地、計999,302㎡、家畜、牛204頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、30ページのとおりで。この案件につきましては、赤堀氏から所有農地の一部を賃貸借したい旨の申出があり、近隣農家と協議の末、借主を決定したものです。別添の調査書のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。31ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

貸主、中標津町〇〇〇丁目〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

借主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役 〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇線北〇〇番〇、公簿、原野、現況、畑、面積25,786㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了に伴い賃貸借をするもの。借主、期間満了に伴い賃貸借をするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年9月28日から令和7年9月27日まで。6、価格。年103,100円。7、資金調達方法。自己資金。8、当

事者の経営状況。構成員、1人、農従者、1人、経営地、計1,257,344㎡、家畜、牛221頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、32ページのとおりです。

この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。33ページをお開きください。

なお、(3)から(6)につきましては、譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(3) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積16,809㎡、利用目的、牧草畑、他1筆、計63,863㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,924,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金3,900,000円、自己資金24,000円。7、当事者の経営状況、世帯員4人、農従者4人、経営地、計903,961.11㎡。家畜、牛191頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、34ページのとおりです。35ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地〇、(株)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積22,192㎡、利用目的、牧草畑、他5筆、計143,078㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。8,617,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金8,600,000円、自己資金17,000円。7、当事者の経営状況、構成員1人、農従者1人、経営地、計1,050,252.71㎡。家畜、牛291頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、37ページのとおりです。38ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積41,638㎡、利用目的、牧草畑、他5筆、計106,566㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。4,912,000円。6、資金調達方法。スーパーL資金4,900,000円、自己資金12,000円。7、当事者の経営状況、世帯員6人、農従者4人、経営地、計803,108㎡。家畜、牛118頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、40ページのとおりです。41ページをお開きください。

(6) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 55,267 m²、利用目的、牧草畑、他 6 筆、計 140,062 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。9,229,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金 9,200,000 円、自己資金 29,000 円。7、当事者の経営状況、世帯員 4 人、農従者 4 人、経営地、計 999,302 m²。家畜、牛 204 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、43 ページのとおりです。

この 4 件につきましては、平成 29 年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび 5 年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) から (6) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(7) から (9) について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第 154 号 (7) から (9) について説明いたします。
44 ページをお開きください。なお、(7) から (9) につきましては、譲渡人が同一なことから一括して説明いたします。

(7) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 12,903 m²、利用目的、牧草畑、他 1 筆、計 50,967 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。3,465,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金 3,400,000 円、自己資金 65,000 円。7、当事者の経営状況、世帯員 7 人、農従者 5 人、経営地、計 483,727 m²。家畜、牛 132 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、45 ページのとおりです。46 ページをお開きください。

(8) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇、〇〇歳。

2、土地の表示。青葉台 7 番 2、公簿、畑、現況、畑、面積 7,011 m²、利用目的、牧草畑、他 4 筆、計 70,189 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしてい

た農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。4,708,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金 4,700,000 円、自己資金 8,000 円。7、当事者の経営状況、世帯員 5 人、農従者 3 人、経営地、計 677,648 m²。家畜、牛 119 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、47 ページのとおりです。48 ページをお開きください。

(9) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 39,163 m²、利用目的、牧草畑、他 3 筆、計 97,855 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。7,288,000 円。6、資金調達方法。スーパー L 資金 7,200,000 円、自己資金 88,000 円。7、当事者の経営状況、世帯員 6 人、農従者 4 人、経営地、計 729,809.24 m²。家畜、牛 132 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、49 ページのとおりです。

この 3 件につきましては、平成 29 年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび 5 年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(7) から (9) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。

(10) から (13) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 長谷川委員。

長谷川委員 上程になりました議案第 154 号 (10) から (13) について説明いたします。50 ページをお開きください。

(10) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 33,779 m²、利用目的、牧草畑、他 5 筆、計 121,861 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡しするもの。譲受人、保有合理化事業により借受けしていた農地を買受けするもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。8,019,000 円。6、資金調達方法。その他資金 8,000,000 円、自己資金 19,000 円。7、当事者の経営状況、世帯員 2 人、農従者 2 人、経営地、計 922,575 m²。家畜、牛 155 頭。8、適用。農業経営基盤強化促進事

業。9、見取図は、52 ページのとおりです。

この案件につきましては、平成29年度の農地保有合理化事業において、北海道農業公社が買入した農地を、あっせん協議において決定した借主に賃貸借していたものであります。このたび5年間の賃貸借契約期間が満了することから、借主に売り渡すものです。

別添調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。53 ページをお開きください。

(11) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積14,796㎡、利用目的、牧草畑、他7筆、計198,735㎡。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買入するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。12,318,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金。7、当事者の経営状況、公益財団法人北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、54 ページのとおりです。

案件につきましては、〇〇〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。55 ページをお開きください。

(12) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地、(有)〇〇〇〇、代表取締役、〇〇 〇〇。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積98,109㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買入するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。6,475,000円。6、資金調達方法。北海道信連資金。7、当事者の経営状況、公益財団法人北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、56 ページのとおりです。

本案件につきましては、有限会社〇〇〇〇の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているともものと判断いたしました。

57 ページをお開きください。

(13) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町〇〇条〇〇丁目〇〇番地、〇 〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 49,329 m²、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買入するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。7,303,000 円。6、資金調達方法。北海道信連資金。7、当事者の経営状況、公益社団法人北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、58 ページのとおりです。

本案件につきましては、〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。

以上です。

議長 説明が終わりましたので、(10) から (13) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(14) について、内容を地区推進班から報告願います。

(挙手あり) 田中洋希委員。

田中委員 上程になりました議案第 154 号 (14) について説明いたします。
59 ページをお開きください。

(14) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。

譲受人、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社、理事長、小田原 輝和。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 65,554 m²、利用目的、牧草畑、他、11 筆、計 253,722 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、保有合理化事業により農地を売り渡すもの。譲受人、保有合理化事業により農地を買入するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権の移転。5、価格。10,635,000 円。6、資金調達方法。北海道信連資金。7、当事者の経営状況、公益社団法人北海道農業公社のため省略。8、適用。農業経営基盤強化促進事業。9、見取図は、61 ページのとおりです。

本案件につきましては、〇〇〇〇氏の所有地譲渡に伴い、農地保有合理化事業により農地を北海道農業公社に売り渡すものであり、別添の調査書のとおり農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。
以上です。

議長 説明が終わりましたので、(14) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 7、議案第 155 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を上程致します。内容を事務局から説明願います。

（挙手あり） 農地係長。

農地係長 議案第１５５号「農地法第６条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。６３ページをお開きください。

令和３年分といたしまして(有)〇〇〇〇〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、
令和４年分といたしまして、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇
〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、以上８件からの提出がありました。

令和４年８月１７日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

議長 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
 本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、承認されました。

日程 8、報告第 6 1 号「農地法第 4 条許可書の交付について」を議題に供します。

内容を事務局から報告願います。

（挙手あり） 農地係長。

農地係長 報告第61号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。
67ページをお開きください。
許可日。令和4年8月25日付。
(1) 1、当事者の住所、氏名。
中標津町字〇〇〇〇〇〇番地、〇〇 〇〇。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 55,054 m²内 7,208 m²。
3、許可期間。令和4年8月25日から永年となっております。

68ページをお開きください。

許可日。令和4年8月25日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字〇〇〇〇線〇〇〇番地、〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積 90,708 m²内 1,151 m²。3、許可期間。令和4年9月1日から永年となっております。

以上、報告いたします。

議長 以上で報告を終わります。
日程9、報告第62号「農業経営改善計画認定について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。
(挙手あり) 農地係長

農地係長 報告第62号「農業経営改善計画認定について」事務局よりご説明致します。
議案の70ページをお開きください。
今回につきましては、平成28年3月27日から令和4年9月22日付けで認定のあった31件について記載しております。認定は102件、変更17件、北海道認定1件となっております。以上報告いたします。

議長 ご異議ないものと認めます。
よって本案は原案のとおり、承認されました。
以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第27回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時13分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年10月13日

会 長 _____

5 番 _____

6 番 _____